

### Ⅲ 研究ノート Ⅲ

## ドイツ信託公社の誕生の軌跡 —— 初期信託公社の設立と限界 (3・完) ——

古川 澄明

1. はじめに
2. 初期公社設立の背景
  2. 1. 経済改革のジレンマ
    - (1) 政府「経済改革委員会」の役割
    - (2) 在野組織「円卓会議」の役割
  2. 2. 自力存続への幻想
3. 初期公社の設立令
  3. 1. 草案 (以上, 第57巻第1号)
  3. 2. 制定
  3. 3. 設立令, 転換令, 定款
4. 初期公社の設立
  4. 1. 設立と組織 (以上, 第57巻第2号)
  4. 2. 事業の実状
5. 初期公社の限界
  5. 1. 初期公社の限界
  5. 2. 民営化の限界
6. 終わりに代えて (以上, 本号)

#### 4. 2. 事業の実状

##### (1) 事業: 「人民所有財産の保護」と民営化問題

この時期の国営企業の資本金会社 (有限会社/株式会社の法形態) への改組プロセスは, その後の民営化プロセスから振り返れば, 一種の「律速段階」

であったといえなくもないであろう。

信託公社の創設は、ケムラーによれば、個々の東ドイツ企業にそれまでとは違った企業行動を呼び起こさせた。企業改組を求める企業側からの申請が、信託公社に殺到することになった。全企業の資本会社への改組という、東ドイツ史上でも画期的な経済政策に対応した企業側の素早い反応と対処行動の背景には、一連の実質的利益への期待感があったからである。全企業は、改組手続きの枠内において、独立資本会社として所属コンビナートから離脱する機会を得た。さらに改組の法形態にもとづいて、西ドイツをはじめ、外国の顧客に直接にコンタクトを取れる機会を期待した。また株式会社(AG)や有限会社(GmbH)の法的身分は、提携や売却についての西ドイツ企業との交渉や、民間銀行からの信用獲得を促すはずであった<sup>89)</sup>。

しかし、企業改組は、以下、ケムラーの縷述に依拠すれば、実際には実質的利益への期待の他に、市場経済への幕開けのシンボルとして、企業の従業員に対して、西側への憧憬が現実のものになるという期待感を煽る心理的意義をもつことになった。それとは対照的に、「人民所有企業」という表現は、不可避的な変革に対する障害とブレーキになるものと受け止められた<sup>90)</sup>。

信託公社の業務は、その創設から1週間は、改組を求める数多くの企業への助言に追われることになった。企業の管理者は、会社法の知識も改組手続きについての情報も持っていなかったからである。東ドイツの経済諸省には、改組のための相談窓口が開設された。そうした窓口で働いた職員の多くは、後に信託公社に転任することになったといわれる<sup>91)</sup>。

また企業改組の混乱に乗じて私利私欲を肥やそうとする企業管理者層の汚職問題が発生している。若干のコンビナートは、独自モデルに従って企業転換を行うことに同意を求めた。その場合に、改組によって成立する資本会社の持分や株式を従前の管理者層に種々のやり方で譲渡することが目論まれたといわれる。信託公社の任務が「人民所有財産の保護」を目的にして設定された所以はそこにあった。「転換令」に定められた企業改組手続きは厳守さ

89) Vgl. *ebenda*, S.121-122.

90) Vgl. *ebenda*, S.122.

91) Vgl. *ebenda*, S.122.

れる必要があった。東ドイツ企業の従前の管理者が企業資産を私物化する危険があったからである。したがって、新しく組閣したデメジュール政府の立場でも、人民所有財産の新しい取り扱い方が決定されるまで、東ドイツ国家が信託公社を介してその所有者にと留まることになっていた(「転換令」第3条及び第10条)<sup>92)</sup>。

## (2) 資本会社への改組手続きと戦前会社法の適用

この経緯についても、ケムラーの縷述に依拠して紹介すると、以下の通りである。

人民所有企業の資本会社への改組のために、信託公社は、法律上の改組手続きにおいて、第2次世界大戦前の会社法に従って有限会社や株式会社が設立されることを認めざるをえないことになった。東ドイツでは1892年の有限会社法(GmbH-Gesetz)と1937年の株式法(Aktiengesetz)が効力を失っていなかった。これは驚くべきことであった。したがって、ドイツ再統一(1990年10月3日)に伴って連邦法の適用が可能となるまでは、新生資本会社に対して東ドイツのこれらの既存経済法が適用されざるをえなかったのである<sup>93)</sup>。

前出「転換令」で見た通り、改組にあたっては、一連の契約や資料が必要であり、それらを企業側で、手本にもとづいて、信託公社の助力を得て準備しなければならなかった。必要書類の中でも最も重視されたのは「改組表明書」(Umwandlungserklärung)である。信託公社は新生資本会社の全持分の引受人として、被改組企業と共に「改組表明書」の共同提出者でもあった。この「改組表明書」によって、それまでの人民所有企業に代わって有限会社あるいは株式会社を設立することが確定したが、しかし新会社の資産形成では重大な問題が発生したといわれる。製造機械など利用中の資産は人民所有企業の「資産保有」(Fondsinhaberschaft)から新生資本会社の所有に移ったが、土地は人民所有企業の「権利保有」(Rechtsträgerschaft)から形式的に信託公社の「権利保有」に移され、その後新会社の利用に供されるということとなっ

92) Vgl. ebenda, S.123.

93) Vgl. ebenda, S.124.

た。人民議会は「私企業法」の制定(1990年3月7日)により私企業の設立と活動を認めたが、新会社には国有企業が利用していた土地の処分権を与えずに信託公社が権利者となって利用権の供与や貸与をなすものとしたからである(同法第4条及び「公社定款」第5条)。この問題は「経済・通貨・社会同盟」後に初めて解決された。すなわち、企業用地は事後的に新有限会社または新株式会社の所有に移すことが決定された<sup>94)</sup>。

「改組表明書」の中では、「信託公社の代理人 (Beauftragte)」が指定されるものとされた。「代理人」は新資本会社の社員 (Gesellschafter) としての信託公社の権利と義務を代表する任務を負うものとされた。コンビナートの基幹企業 (Stammbetriebe) の改組によって誕生した持株会社 (Holding-Gesellschaften), もしくは、人民所有企業サイドから「代理人」が指名され、できる限り中立的な自然人 (natürliche Person) が「代理人」の義務を負うものとされた。新資本会社の業務執行部は、すべての重要業務について、信託公社の「代理人」の同意を得なければならなかった。これは、とくに合弁事業 (Joint Venture) の形成、基本資本の増減、会社定款や規約の変更、事情によっては起こりうる有限会社あるいは株式会社の解散、管財人 (Liquidator) の新規指名について該当した。信託公社は、職員数が少なかったことから、そうした任務を自ら負うことができなかった。それゆえに、「代理人」方式は、1990年7月1日以降に初めて任命される「監査役会 (Aufsichtsräte) の先行形態」を成すものであったといわれる<sup>95)</sup>。

「改組表明書」とともに、新資本会社の会社定款と、2つの貸借対象表、すなわち人民所有企業の1990年3月31日付け「閉鎖貸借対象表」(Abschlussbilanz) と、新有限会社ないし新株式会社の1990年4月1日付け「開業貸借対照表」(Eröffnungsbilanz) が提出されなければならなかった。ケムラーによれば、これらの貸借対照表の作成と監査にはすぐに問題があることが判明したといわ

94) Vgl. *ebenda*, S.124-125. 改組手続きについては、前述「3. 3. 設立令、転換令、定款」を参照のこと(第57巻第2号)。「私企業法」こと「私企業の設立と活動ならびに企業への資本参加に関する法律」(Gesetz über die Gründung und Tätigkeit privater Unternehmen und über Unternehmensbeeiligungen vom 7. März 1990)は私企業の土地所有権を認めなかったが、「通貨同盟条約」(5月18日)と7月28日の法律によって土地所有権の譲渡を認めるとする私企業法改定が行なわれた。

95) Vgl. *ebenda*, S.125.

れる。東ドイツでその時まで有効であった評価原理が貸借対照表原則の歪みを生み出した。例えば土地には殆ど何も価値が置かれなかったが、それに対して西側から輸入された投資財は著しく過大評価された。東ドイツには「公認会計士」(Wirtschaftsprüfer)の制度が存在しなかったため、会計監査を済ませた貸借対照表の提出は、ほとんどすべてのケースで、事後的に初めて行われた。つまり、東ドイツの貸借対照表法(Bilanzrecht)は統一条約との関連で「Dマルク貸借対照表法」(D-Markbilanzgesetz)によって根本的に変更されたので、1992年になって初めて、改組されたすべての人民所有企業の開業貸借対照表が、1990年6月30日に遡って、同日を決算日(Bilanzstichtag)として提出されることになった<sup>96)</sup>。東ドイツ企業の会計上の経営情報が西ドイツの基準で取り扱えるようになるまでには時間がかかり、こうした時間的遅滞から、後に信託公社の民営化事業において会計情報を処理できないという重大な障害が発生することとなった、とケムラーは述べる<sup>97)</sup>。

前出「転換令」で紹介した通り、人民所有企業は信託公社に対して、「改組表明書」とともに「設立趣意書」(Gründungsbericht)を提出しなければならなかった。ケムラーの縷述の通り、この趣意書には、企業の業務状態や将来的戦略見通しが含まれねばならず、さらに土地台帳への企業用地登記が証明されなければならなかった。所轄工業省、あるいは当該企業が所属するコンビナート、ならびに経営協議会は、改組計画に対する態度決定を求められた。すべての前提が満たされた後、契約書や資料の公証登記によって信託公社での実際の改組手続きが完了した。その後、東ドイツの国立契約審判所(staatliches Vertragsgericht)の登記簿への新有限会社ないし新株式会社の登記によって、当該企業の改組は最終的に有効となった<sup>98)</sup>。

さらにケムラーによれば、東ベルリンに置かれた信託公社本部と東ドイツ

96) 「開業貸借対照表法」(Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark und die Kapitalneufestsetzung: 略称 D-Markbilanzgesetz oder DMBilG) は、統一条約付則に追加され、同年7月1日に遡って効力を持つものとして同条約と一緒に1990年10月3日に発効した。この法律の公布はすでに同年5月18日の国家条約の中で確定していた。「通貨・経済・社会同盟」の実現のためには人民所有企業の会計制度を改めることが不可欠であったからである(Vgl. ebenda, S.126)。

97) Vgl. ebenda, S.126.

98) Vgl. ebenda, S.126.



の15県庁各所在地<sup>99)</sup>に設けられた15支所との間で、転換事務の分掌が計画されていた。公社本部は東ドイツ政府中央工業管理各省の管下にあった3,356企業を所管とし、支所は東ドイツ各県の経済委員会(Wirtschaftsrat)の管理下にあった4,538企業の転換を担当することになっていた。しかし支所の設置が迅速に進まず、また支所職員に企業改組に関する必要な専門知識を伝える機会がなかったといわれ、それゆえに1990年6月末までに支所では予備作業が行われただけで、改組事務はベルリンで取り扱われた<sup>100)</sup>。因みに、第3図は、東ドイツの経済学教科書から国营企業を管理統轄した「経済運営組織図」を示したものである。

各コンビナートとその所属企業の改組のために、信託公社では3名の職員からなるチームが編成された。チームの指揮はそれぞれ当該コンビナートの所属分野を所管する公社経済局の責任者に委ねられた(前掲第2図の組織図を参照のこと)。この職員は企業改組のための予備的作業を調整した。同作業には、「財務局」と「経済法務局」から、それぞれ1名の職員が加わった。数多くの企業改組を前にして、信託公社の最上級職員に対する労務負担はきわめて大きなものとなった。業務指令は時間不足から大抵が口頭で出され、それゆえに当時の職員は1990年3月から6月にかけての局面を「指令文書を用いない時代」(zettellose Zeit)と呼んだという<sup>101)</sup>。なお、担当職員数の推移については、不詳。

企業側で準備された改組資料は、ケムラーによれば、審査と手直しのために信託公社に提出された。当時、東ドイツ内では郵便配達に時間がかかり、また不確実であったために、大抵の場合に個々の企業の職員が個人的に資料をベルリンに持参したといわれる。またすべての改組資料は5部作成して提出されなければならなかったもので、やがて信託公社の狭い業務室の中には、文字通りに書類の山が出来上がり、床の上に積み重ねられ、壁際には天井にまで届くほどに幾重にも積み上げられることになったという<sup>102)</sup>。業務遂行の障

99) 15県とは、首都ベルリン、コトブス、ドレスデン、エアフルト、フランクフルト、ゲラ、ハレ、K.M.シュタット(現 Chemnitz)、ライプツィヒ、マクデブルク、ノイブランデンブルク、ポツダム、ロストック、シュヴェリン、ズールである。

100) Vgl. ebenda, S.126-127.

101) Vgl. ebenda, S.127.

102) Vgl. ebenda, S.127.

害は事務処理室の狭さの問題だけにとどまらなかった。事務遂行のための備品も想像できないほどの貧弱であったといわれる。電話機の台数が少ない上に、情報伝達網の貧弱さから、それらの電話機を有効に利用できず、フォト・コピー機もコンピュータもなく、それどころかタイプライターさえも至る所で不足していて、企業から派遣された代表は信託公社での改組相談のために、大抵は事務機器をベルリンへ持参し、そうすることで提出資料の必要な修正を即時に行うことができた、いうほどであった。そうした困難な状況下であったにもかかわらず、当時の職員は信託公社のパイオニア局面での作業雰囲気をも魅力的なものと感じていたようである<sup>103)</sup>。

改組資料の補正処理作業が終了した後、ケムラーによれば、正式改組のための公証事務予定日がベルリンで取り決められねばならなかった。ここに至って、最後の隘路が改組完了を妨げた。東ドイツの国家公証人役場 (staatlicher Notariat) から信託公社に派遣される公証人が3人しかいなかったことが原因していた。東ドイツの中央計画経済では、契約の自由がなかった。また公証人の職業身分が発展しなかった。そうしたことがその背景にあった。それゆえに、早々に西ベルリンの公証人に乗り換えられざるをえなかった。若干の西ベルリンの公証人は信託公社の建物の近くに自前の事務所を構えていた。何時間も要する公証事務交渉には、信託公社の側からは経済担当責任者 (Direktor) 自身が加わるか、その管下の部門長が代理したといわれる<sup>104)</sup>。

信託公社は企業改組手続きにおける障害を受け止めながら、モドロウ政府が制定した「設立令」・「転換令」・「定款」の有効期日である1990年6月30日までに、全部で3,567国有企業を有限会社ないし株式会社に改組した。改組された企業数の内の4分の3にあたる2,724企業は単独の有限会社に改組された。221コンビナートの多くは解体されるか、あるいは部分的に経済単位として存続したにすぎないといわれる<sup>105)</sup>。

信託公社は建前では「経済的機能」を行使しないとされていた。これは1990年3月の「設立令」の中で定められ、その意味で当該コンビナート連合

103) Vgl. *ebenda*, S.128.

104) Vgl. *ebenda*, S.128.

105) Vgl. *ebenda*, S.128.

体からの離脱を考えていた企業側の計画や、個々の企業による企業分割への選択が尊重された。このようにして東ドイツ工業における自発的な解体プロセスは、まず会社法上の企業改組の枠内において始まった。コンビナートの旧管理会社は持株会社に改組され、それを核にコンツェルンが生まれた。1990年6月30日前には、国有企業が分割改組されたので、国有企業数に対比した改組会社（有限会社、株式会社）数の比率、つまり「解体割合」は1.22であった。この比率は1991年末までに1.5を超えるまでに増加していったと

第3表 東ドイツ国営企業の資本金会社への会社法上の改組の実績（1990年6月30日まで）

番号	経済部門	改組数	番号	経済部門	改組数
01	農業	2	30	建築業	276
03	造園業、動物飼育業	3	31	解体改修業	36
05	林業	3	40/41	卸売業	190
07	漁業、養殖漁業		42	商取引仲介業	7
10	電気・ガス・暖房熱・上水供給業	20	43	小売業	152
11	鉱業	2	51	交通業、情報伝達業（運輸業、倉庫業、運輸仲介業を除く）	116
20	化学工業、石油精製業	67	55	運輸業、倉庫業、運輸仲介業	26
21	プラスチック・ゴム製品製造業	27	71	ホスピタリティ業	48
22	採石採土業、窯業、ガラス業	216	72	住宅業（民宿、保養・休暇施設を除く）	
23	金属生産・加工業	74	73	洗濯業、美容・健康業、写真撮影業、その他の類する個人サービス業	19
24	鉄鋼業、機械・輸送機械製造業、事務機器・データ処理機器・設備製造業	777	74	建物清掃業、廃物回収業、その他の類する衛生施設	65
25	電気機器、精密機械、光学機器、金属製品、楽器、運動用品・装飾品、写真・フィルム現像	338	75	教育、学術、文化、スポーツ、娯楽	36
26	木工・製紙・印刷業	237	76	出版業	
27	皮革・繊維・衣料業	159	77	保健衛生業、獣医学業	25
28	食品製造業	273	78	法律・税相談、会計監査、企業向けの助言、技術助言・計画、宣伝、サービス	306
29	タバコ製造業		79	サービス業	65
合 計					3,567

備考 本一覧表は、ケムラーが連邦統計局（Statistische Bundesamt）の経済部門分類方式に従って作成したものである。

出所：Marc Kemmler: *Die Entstehung der Treuhandanstalt. Von der Wahrung zur Privatisierung des DDR-Volkseigentums*. Campus, 1994, S.398-399.

いわれる<sup>106)</sup>。

第3表は、1990年4月から6月にかけての企業改組実績を、ドイツ連邦統計局の分類に従って、経済部門別に見たものである(表は、ケムラー作成)。鉄鋼・機械・自動車製造業では777件、電気工学・精密機械工学・光学では338件、顧問・サービス業では308件の改組が実施された。6月30日までに、鉱業と化学工業では国有企業が全面的に、さらに機械製造業では70%が改組されたが、それに対比して、軽工業での改組は僅かであった<sup>107)</sup>。まだ4月末には74国有企業が改組されたにすぎなかったが、その後の2ヶ月間に信託公社は約3,500企業を改組した。しかし「経済・通貨・社会同盟」が発効する7月1日までに東ドイツの企業、コンビナートおよび施設をすべて有限会社ないし株式会社に改組するという政府目標は達成されることができなかった。同盟発効時点では、まだ約4,400企業が人民所有企業の法律形態を取っていて、信託公社によって管理されていたといわれる<sup>108)</sup>。

### (3) 中央経済指導機能の信託公社への移譲

モドロウ内閣が制定した「信託公社設立令」(3月1日)では、公社は「経済指導機能」を行使しないと定められたが、実際には東ドイツの中央計画経済機関が機能麻痺を起こし、その機能を信託公社が担わざるを得なかったといわれる。7月1日までの信託公社の主要任務は、人民所有企業の会社法上の改組だけではなかったのである。

東ドイツの産業経済を中央から統制指導してきた8つの産業諸省(前掲第3図参照)は、ケムラーによれば、モドロウ政府の時代に重工業省、機械製造省および軽工業省からなる3省に再編成されていたが、デメジュール政府によってそれらの諸省は解体されないまま、単独の中央経済省に再編成・集中された。その結果、6,000人を超える国家公務員を抱える巨大な省が誕生することになった。社会的市場経済の導入に伴って、巨大な経済省やその他の経済指導機関は自ら機能を麻痺させて解体を余儀なくされ、それとは反対に信託公社の仕事が増えていった。多くの東ドイツ企業は、形式的に管轄権

106) Vgl. ebenda, S.129.

107) Vgl. ebenda, S.129.

108) Vgl. ebenda, S.129-130, S.398-399, Anlage 9.

限をもつ国家機関にではなく、信託公社に助言を求めたからである。とりわけ、公社はその管理下に置かれた東ドイツ企業の監督(Kontrolle)、収益性評価、流動資金供給、部分的な民営化などの機能を果たすことになったからである<sup>109)</sup>。

1990年5月に入ると、ケムラーによれば、東ドイツ産業諸省は行政組織としての影響力と権威を喪失し、権限を剥奪されて禁治産者化していた。そうした中で、国有企業の改組をめぐる不正疑惑への非難が高まる。コンビナートの総支配人(Generaldirektor)がその管理下の企業を乗っ取るために「法的安定性の欠如」を悪用するといった状況が、モドロウ政府の種々の決定によって生みだされたといわれる。とくに企業職員の不当な即時解雇や、権限のない持分売却が行われ、企業管理者と行政当局が癒着し結託するケースもあったといわれる。そのことから、信託公社には「人民所有財産の保護」という任務にもとづいて、非難を受けている総支配人を査察する任務が生じる。しかし公社はきわめて限られた人的能力によって、精々のところ、とくに重大なケースや、改組にあたって公社がその「代理人」を任命した企業に対して、監督機能を遂行できたにすぎなかったといわれる。監督機能は全企業に及ぶものではなく、その空隙に邪心を許すものであったことから、「威嚇の効果」を狙って、企業の管理職を務める「管理担当幹部」(Leitungskader)に対して、公社の経済法担当部門が労働法典や株式会社・有限会社法から発生する業務執行者義務を幾度も切々と説いたといわれる<sup>110)</sup>。

信託公社の政策を促進するために、デメジャール政府は1990年5月末の閣議決定によって企業改組に関する総支配人の身分を明確にしたといわれる。すべての総支配人は、信託公社の同意を得て人民所有企業を資本会社に改組する任務が同総支配人に直接に委任されることを同年5月15日に遡って明記した新しい労働契約を保有しなければならない、と定めた。この新しい労働契約は、企業改組の日をもって終了するものとされた。企業の従前の管理者は、相応の受諾と資格があれば、新しく管理職に応募することができることになっていたといわれる<sup>111)</sup>。(労働契約は公社総裁と企業総支配人との間で

109) Vgl. *ebenda*, S.130-131.

110) Vgl. *ebenda*, S.131-132.

111) Vgl. *ebenda*, S.132.

交わされたものと思われるが、不祥。)

なお、一般に「労働契約」(Arbeitsvertrag, employment contract)は、東ドイツでも、労働法に従って、「企業(Betrieb)と従業員(Werk tätige)の間で労働法関係を根拠付けるために結ばれる文書での約定」であり、労働に対する権利が実現され、企業と従業員との間で権利と義務が定められた基本的な法律上の形式であったが、いうまでもなく、東ドイツ労働法がそれを規定していた。従業員は「労働能力(Arbeitsvermögen)の完全利用のために、具体的な職務(Arbeitsaufgabe)を引き受け、それを全うし、社会主義的労働規律を守り、とくに社会主義的所有権を保護し増大に努め、常に同士と一緒に(kameradschaftlich)行動すること<sup>112)</sup>」を契約した。企業側は、「課せられた経済的および社会的任務を達成するために、従業員に具体的な職務を付与し、業績に応じて賃金を支払い、彼に法律上の権利がある休暇を認め、高い労働業績のためのすべての条件を生み出し、計画の作成と達成ならびに企業管理への創造的参加を可能ならしめる<sup>113)</sup>」ものとされた。因みに、西ドイツないし、再統一後のドイツでの「労働契約」は、「雇用契約」(Dienstvertrag)および「労働協約」(Tarifvertrag, labor agreement)と、それぞれ密接に関係しているが、それぞれが異なる概念である。「労働契約」は、個々の被用者(Arbeitnehmer)と使用者(Arbeitsgeber)との間の契約である。労働関係(Arbeitsverhältnis)の内容は、労働契約だけで決まるのではなく、西ドイツ民法典(BGB)の雇用契約の条項のほか、規範的効力をもつ労働協約や事業所協定(Betriebsvereinbarung)などにも規定される<sup>114)</sup>。

ケムラーによれば、東ドイツ企業が従前の経営態様を改革するために短期に適切な経営者(Manager)を見つけだすことは、企業内部においても、あるいは外部からでも、難しい問題であった。したがって、大部分の総支配人が7月1日を過ぎても引き続き当該職位に雇用されざるをえなかった。事実、

112) *Wörterbuch der Ökonomie Sozialismus*. Dietz Verlag Berlin, 1973, S.94-95.

113) *Ebenda*, S.94-95.

114) 田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂、1990年、24頁、88頁、310頁)。なお、東ドイツでの「労働契約」については、宮崎鎮雄・鈴木浩訳「ドイツ民主共和国労働法典(2)——解説と条文<資料>」『愛知大学国際問題研究所紀要』第82号、1986年7月。見沢俊明著『ドイツ民主共和国労働法の研究』法律文化社、1978年、88頁以降、山田晟『ドイツ民主共和国法概説』(上)東京大学出版会、1982年、334頁以降を参照のこと。

信託公社は何ヶ月も経ってからはじめて、企業管理におけるとくに重大な人事上の「古い重荷」を取り除くことに成功したといわれる。それゆえに、その後も通貨統合以前から重職にあった旧管理担当幹部の法律上の違反が、ごく稀にはあったが、明るみに出されることになったといわれる<sup>115)</sup>。

企業の収益性状況に関しては、1990年春の時点では、まだ信託公社が信頼を置いて利用できる会計情報がなかったといわれる。東ドイツでそれまで実施されていた会計制度の証明力欠如と公的統計の信憑性欠如が原因していた。そうしたなかで、東西両ドイツ政府間で国家条約の締結に関する交渉が始まり、その際に信託公社が負った重要な任務は、改組過程において得られる企業の実際のデータをこの交渉のために適切に利用することであった。そこで、東ドイツの経済省と大蔵省の協力を得て、収益性状態の把握と通貨統合後の企業の生存能力について、予想が行われることになったといわれる<sup>116)</sup>。

6月20日、デメジュール政府(閣僚評議会)は、ケムラーによれば、「市場経済の要求への商工業の構造的適合のための措置に関する決定」の中で、次のような結論を確認したといわれる。すなわち、通貨統合を控えて2,600企業が調査され、予想ではそれらの企業の内、約34%の企業が利益を上げうる見込みがあると格付され、奨励措置を取らなくても存続できるものとみなされた。さらに約27%の企業は損失を出しても再建が可能であるが、残る約39%の企業は破産の危険があると評価された。つまり、すでにこの時点で、調査データにもとづいて、多数の企業閉鎖が発生しうることが予測されていた。損失を抱えるか、あるいは破産の恐れがある企業の将来的な再建や民営化は難しいものとなることが浮き彫りとなっていた、とケムラーは分析する<sup>117)</sup>。

ケムラーによれば、経営再建や民営化の問題とともに、流動性保証の問題が浮上した。通貨統合によって7月1日以降に東ドイツ企業が企業再評価と競争の衝撃を受けることが予想され、コストと支払い義務を据え置いた状態での売上高の著しい後退によって、そうした衝撃が企業に重大な流動性隘路をもたらすであろうことが考えられた。貸金・俸給支払いを別にして、それまで、東ドイツでの全支払い流通(Zahlungsverkehr)全体は、独占的な国立銀

115) Vgl. ebenda, S.132.

116) Vgl. ebenda, S.133.

117) Vgl. ebenda, S.133.

行 (Staatsbank) とその地方支店によって、現金決済なしに処理されていた。したがって、企業は流動資金をほとんど必要としていなかった。流動性は望むべくもなかった。それを許すことは、企業の独自の取引に道を開き、引いては中央計画化の障害原因となったからであるといわれる<sup>118)</sup>。

東ドイツ企業は、ケムラーによれば、自己資本 (Eigenkapital) をもたなかった。企業の利益は、全額が国家に引き渡された。投資を目的とした信用は東ドイツ国立銀行によって引き受けられた。それどころか東ドイツ企業はしばしば高額の債務を負っていた。企業には多くの場合に信頼性が欠け、その利用地も企業の所有ではなかった。DM開業貸借対照表は提出されていなかったし、経済的な将来的見通しは不確実であった。したがって、東ドイツで支店を開設し始めていた民間銀行から正規の信用供与を得るための条件が東ドイツ企業には欠けていたといわれる<sup>119)</sup>。

こうした状況から、ケムラーによれば、信託公社にはその管理下の企業への流動性供給を確保する必要性が生まれた。経済同盟の発足後に発生する損失を清算し、支払い能力のある企業として存続するためには、流動性信用のために、東ドイツ企業は約500億DMにも上る、予想を超えた莫大な金額を必要とした。信託公社統括部は、この資金の調達に国家条約によって種々の源泉に求めることが可能であると考えていたといわれる<sup>120)</sup>。

西ドイツ大蔵省は、ケムラーによれば、そのような高額信用供与を、西ドイツ政府の名において拒否した。解体されるべき東ドイツ国家に所属する機関であった信託公社のその種の債務に対して、西ドイツ政府がその最終債務者になることを意味したからである。5月18日に東西両ドイツ政府間で調印された国家条約の第27条にもとづいて、信託公社は1990年度に最高70億DMの信用額を供与しうることが取り決められていた。この信用額は投資目的で設定されたものであったが、西ドイツ政府の見解では、やむをえない場合には、流動性信用の供与などから生まれる債務の返済にあてることになっていたといわれる<sup>121)</sup>。

118) Vgl. ebenda, S.134.

119) Vgl. ebenda, S.134.

120) Vgl. ebenda, S.134.

121) Vgl. ebenda, S.134-135.

西ドイツ政府の高額信用供与への拒否後でも、ケムラーによれば、信託公社サイドでは、その管理下の企業の流動性確保が主要任務とみなされた。1990年5月、東ドイツ企業への短期流動性信用の供与の可能性について、西ドイツ側銀行との間で交渉が持たれた。結局、将来的信用を保護するために、信託公社が流動性需要をもつすべての企業に対する包括的保証 (Globalbürgschaft) の引き受けを正式に表明することが取り決められた。その場合に、銀行側は、再統一後に連邦政府がこの保証に対して責任を引き受けることを前提として求めたといわれる。6月18日に東ドイツ企業は信託公社から1990年度第3・四半期の短期資金需要の決定のための流動性計画を遅滞なく提出することを要求されたといわれる<sup>122)</sup>。

まだこの時点では、ケムラーによれば、流動性状況の急速な緩和後、企業による流動性信用の最初の返済のための「満期日」を1990年9月30日と決めることができるものと仮定されていたが、東ドイツ企業における流動性展開のこの評価はきわめて楽観的なものに終わることになったといわれる<sup>123)</sup>。

#### (4) 信託公社の合弁事業への関与

信託公社は、ケムラーによれば、西ドイツの投資家やその他の外国人への人民所有財産の売却については、法律上の基礎を欠いていた。したがって、1990年1月の「合弁事業令」に従って提携が協定された。1990年3月の人民議会選挙以降、合弁企業 (Gemeinschaftsunternehmen, Joint-Venture) の認可数は顕著に増加し、東ドイツ経済省内に設置された合弁事業助言認可局 (Büro zur Beratung und Genehmigung von Joint Ventures<sup>124)</sup>) の助けを借りて、通貨統合までに2,833件の設立を見たといわれる。その中には、92件の大型合弁事業があった。例えば、Knorr-Bremse AGとBerliner Bremsenwerkの合弁やSEL AGとRFT-Nachrichtentechnikの合弁、その他にエネルギー分野での種々の合弁事業が生まれた。この時期には東ドイツに対する西側投資家のビジネス期待感が高かったが、西側投資家が東ドイツに進出するのは容易なことで

122) Vgl. *ebenda*, S.135.

123) Vgl. *ebenda*, S.135.

124) 同局責任者であった人物は、7月1日の同局解散後に信託公社に転身した (*Ebenda*, S. 136)。旧政府経済分野で働いた官僚の信託公社への転身は少なくなかった。

はなかった。そこで、合併事業の形を通じて、進出の足掛かりをつけた。期待感が薄れていくのは、ドイツ統一後のことであった。そうした事情もあって、全合併事業の年間計画売上高は約190億DMに上った。合併事業での信託公社の役割は、東ドイツ側合併相手の所有者として、計画される合併事業プロジェクトへの資本参加に対する、東ドイツ企業への認可交付だけであったといわれる<sup>125)</sup>。

### (5) 信託公社の所有権返還（再民営化）事業

東ドイツ人民議会は、モドロウ政府の法案にもとづいて、1990年3月7日に「私的企業の創設と活動および企業への資本参加に関する法律<sup>126)</sup>」（「私企業法」と略称）を制定し、同法第17条において東ドイツで1972年に収用された私的小規模企業の所有権返還、いわゆる「再民営化」（Reprivatisierung）を認めた。この「再民営化」の任務を、信託公社がその任務の一つとして、引き受けることになった。公社は同法の規定に従って、同年6月30日までに「再民営化」に取り組んだが、その実績は僅かな件数にとどまった。その背後には、所有権返還の手続き問題が発生したばかりか、それと密接に関わって所有権返還それ自体の問題がドイツ統一に向けて最大の政治的争点となっていったからである。

モドロウ政府は、基本的には「人民所有財産の保護」という立場を堅持しながら、同法によって私的企業活動を促し、東ドイツ経済の市場経済へのソフトランディングを目指そうとしていたといえるが、固より同法によって社会主義的所有権秩序を放棄しようとするものではなかった。しかし4月に入ってデメジェール政府が発足するとともに、所有権返還問題がドイツ統一の実現過程で一つの重大な政治的争点となっていき、それはまた、信託公社が「再民営化」事業を推進する中で直面した所有権確定問題と表裏一体をなす

125) Vgl. *ebenda*, S.136)

126) Gesetz über die Gründung und Tätigkeit privater Unternehmen und über Unternehmensbeteiligungen vom 7. März 1990. In: Schiwy, Peter/Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR*. 2. Ergänzungslieferung, 1990, Nr.4.7.; Ordnung zur finanziellen Abwicklung der Übernahme der Grundmittel und materialien Umlaufmittel von industriellproduzierenden Produktionsgenossenschaften des Handwerks in Volkseigentum vom 1. März 1972. In: Treuhandanstalt: *Dokumentation 1990-1994*, Bd.10, Berlin 1994, S.99ff.

事柄であった。

「民営化法」は、1972年2月9日の東ドイツ閣僚評議会の「決定」(Beschluß)によって実施された大規模な国有化事業において強制的に東ドイツ国家に売却させられた約1万1,800の中小商工業私企業(私有ないし部分私有)の旧所有者への所有権返還を認める条文を含んだ。この「再民営化」が信託公社の重要な任務の一つになった。公社はその組織内に「再民営化」事業のための特別部門を設置して、その任に当たさせた。通貨統合までに、旧所有者から約7,000件の所有権返還の申請があったといわれる。信託公社の「再民営化」部門は、企業改組手続きにあたって、事前に、1972年前に行われた財産収用に関わって、対象となる企業資産の所有権についての法的状態を確定しなければならなかった。この「再民営化」部門の責任者には、皮肉にも1972年に強制売却の行政処理に対して責任を負っていた人物が就任した。同部門は僅か3人の職員で構成され、1990年6月30日までに183件の再民営化が実施されたにすぎなかったといわれる<sup>127)</sup>。

結局、1990年6月に明らかになったことは、ケムラーによれば、人民所有企業の売却は通貨同盟(1990年5月18日条約、7月1日発効)発足以降に新しい法的基礎にもとづいて可能となるということであった。信託公社においても、また東ドイツ大蔵省でも、個別企業売却を押し進める用意があったといわれ、1990年7月1日以降にすぐに最初の契約締結が行われることになったといわれる<sup>128)</sup>。

初期信託公社は、ケムラーによれば、人民所有企業の信託管理のために委譲された会社法上の企業改組を主要任務とただだけでなく、一連の他の任務をも遂行した。しかし東ドイツにおける人民所有財産から私有財産への所有

127) Vgl. *ebenda*, S.137. ドイツ統一後の「再民営化」に関する信託公社の事業活動(1990年～1994年)の概観について、信託公社が刊行したドキュメントに収録されている(Reprivatisierung, in: Treuhandanstalt: *Dokumentation 1990-1994*, Bd.10, Berlin 1994, S. 91-98)。「再民営化」問題を理解するためには、戦後の東ドイツにおける所有権の取用についてその経緯を知る必要があるが、それについては、次の研究実績を参照のこと：小林広司『ドイツ統一の歴史的位相—所有権の私有化・司法統合の法過程』有信堂高文社、1999年、とくに同書第一部「ドイツ統一と所有権問題」は法学視点から所有権に関わる法律の変遷を詳細に追って所有権問題の核心点を明快に論じている。その他、大野英一『ドイツ問題と民族問題』未来社、1994年、40頁以降；広渡清吾『統一ドイツの法変動』有信堂、1996年、63頁以降；Hans Willgerodt: *Wiedereinsetzung der Alteigentümer (Reprivatisierung)*, In: Wolfrum Fischer, Herbert Hax, Hans Karl Schneider (Hrsg.): *Treuhandanstalt. Das Unmögliche wagen*. Akademie Verlag, Berlin 1993, S.241ff.

128) Vgl. *ebenda*, S.137.

権秩序の根本的変更を計画していたわけではないし、また実現できたわけではなかった。所有権の転換は、中央計画経済から社会的市場経済への体制転換の中心的課題であったが、それが実現するには、「人民所有財産の保護」のための組織からその「民営化」のための組織へと、信託公社の業務遂行の方向付けを根本的に変更する必要があった。デメジェール首相自身、当時、信託公社の構造が本来の任務遂行に足るものと考えていなくて、それゆえに緊急にこの機関の改造に必要な信託法の制定に取り組むことになったといわれる<sup>129)</sup>。

## 5. 初期公社の限界

### 5. 1. 初期公社の限界

初期信託公社の限界を考察する前に、もう一度、公社設立にいたる政治的動向を大まかに再確認しておこう。

「ベルリンの壁」崩壊（1989年11月9日）から、東ドイツにおいて最初で最後の自由総選挙（最後の人民議会選挙、1990年3月18日）までに、4ヶ月の短い期間が経過した。この期間において、西側の市場経済社会への自由往来を解禁した東ドイツ政府は、ドイツ再統一を念頭に置きながら、民主的変革を求める種々の市民政治勢力に連携を呼びかけて、市民運動グループや政治グループを結集した政治的連帯行動を取り、国政の進路を決定した。市民層の政治勢力が連携する場として、記述の通り、中央と地方に設けられた「円卓会議」が重要な政治的役割を果たし、政府の政策決定に大きな影響を及ぼした。この時期の政局を担ったモロドゥ政府は、それまでの東ドイツ国家指導体制の瓦解の跡を継いで、その後の東ドイツの進路を切り開く舵輪を握った初動期の政治的役割を果たした。もう一度、振り返ってみよう。

---

129) Vgl. *ebenda*, S.138.



写真6 正面は東ドイツ時代の人民議会議事堂，左斜め上は  
国家評議会の建物

出所： [http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Palast\\_der\\_Republik\\_Fernsehturm.jpg](http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Palast_der_Republik_Fernsehturm.jpg)

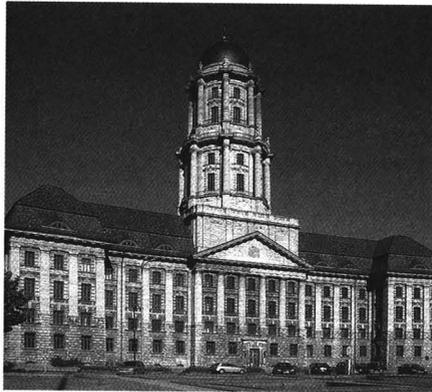


写真7 東ドイツ時代に閣僚評議会が置かれた建物 (旧ベル  
リン市庁舎)

出所： [http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Berlin\\_-\\_Stadthaus\\_1.jpg](http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Berlin_-_Stadthaus_1.jpg)

1989年に入って東欧で民主化運動が高まり，その波が東ドイツにも波及し，民衆の抗議活動が高まっていった。同年夏以降，東ドイツ国内外で政情の混乱が拡大し，国家評議会議長(DDR-Staatsratsvorsitzende，国家元首)であったホーネッカー(Erich Honecker, 1912年生～1994年5月29日没)が辞任し，その



写真 8 エゴン・クレンツ  
<http://www.dhm.de/lemo/html/biografien/KrenzEgon/>

後任となったエゴン・クレンツ (Egon Krenz, 1937年生, 写真 8) もまた民意を代表できなかった。クレンツは同年12月3日の社会主義統一党中央委員会政治局 (Politbüro des ZK der SED) の解散によって同書記長職を失し, 12月6日には国家評議会議長を辞任した。同職には, 同日付で「ドイツ自由民主党党首」のゲルラッハ (LDPD-Vorsitzende, Manfred Gerlach) が就任した (第 4 表参照)。これによって, SED が国家指導的役割を失ったこと

が明白にされた。この間, 同年11月に SED 政治局員に選出されたハンス・モドロウ (Hans Modrow, 1928年生) が同年11月13日に前任者のヴィリー・シュトフ (Willi Stoph, 1914年生-1999年4月没) の辞任を受けて, 後継の閣僚評議会議長 (首相) に就任した (第 5 表参照)。SED 政治局の解散<sup>130)</sup>によって, 東ドイツの国家指導権力は, 実質的に, 閣僚評議会議長 (首相) の握るところとなり, 翌1990年3月18日の自由総選挙 (最後の人民議会選挙) まで, 東ドイツ国家存亡の舵取りに貢献した。既述の通り, モドロウは1990年1月15日に

第 4 表 ドイツ民主共和国 (東ドイツ) の歴代「国家評議会議長」

氏 名	就 任	退 任	所属政党
Walter Ulbricht	1960年 9 月 12 日	1973年 8 月 1 日	SED
Willi Stoph	1973年 10 月 3 日	1976年 10 月 29 日	SED
Erich Honecker	1976年 10 月 29 日	1989年 10 月 24 日	SED
Egon Krenz	1989年 10 月 24 日	1989年 12 月 6 日	SED
Manfred Gerlach	1989年 12 月 6 日	1990年 4 月 5 日	LDPD
Sabine Bergmann-Pohl	1990年 4 月 5 日	1990年 10 月 2 日	CDU

備考 ドイツ自由民主党 (Liberal-Demokratische Partei Deutschlands 略称: LDPD)。  
 資料 Vgl. Liste der Mitglieder des Staatsrats der DDR, in: internet site,  
<http://de.wikipedia.org/wiki/Staatsratsvorsitzender;>  
[http://de.wikipedia.org/wiki/Liste\\_der\\_Mitglieder\\_des\\_Staatsrats\\_der\\_DDR;](http://de.wikipedia.org/wiki/Liste_der_Mitglieder_des_Staatsrats_der_DDR;)  
[http://www.dhm.de/cgi-bin/lemosuche.](http://www.dhm.de/cgi-bin/lemosuche)

130) 因みに, SEDは東ドイツの民主化運動の中で国家指導権力と威信を失墜した。SEDそれ自体については, 民主化デモで群集に弁舌を振るい, 選挙法改正等を政府に要求して理論明晰な言説を展開して一躍メディアの寵児となったグレゴール・ギジ (Gregor Gysi, 1948年生, 写真 9) が12月9日に議長 (党首) に選出された。モドロウは, 党首にならなかった。その後, SEDは「社会主義統一党/民主社会党 (SED/PDS) への党名変更を経て, 1990年2月4日に「民主社会党」(PDS) と改名した。

第5表 ドイツ民主共和国(東ドイツ)の歴代「閣僚評議会議長」

首相	就任	退任	所属政党
オットー・グローテヴォール	1949年10月12日	1964年9月21日	SED
ヴェリール・シュトフ	1964年9月24日	1973年10月3日	SED
ホルスト・ジンダーマン	1973年10月3日	1976年10月29日	SED
ヴェリール・シュトフ	1976年10月29日	1989年11月7日	SED
ハンス・モドロウ	1989年11月13日	1990年4月12日	SED
ロータル・デメジエール	1990年4月12日	1990年10月3日	CDU

備考 ドイツ社会主義統一党(SED)、ドイツキリスト教民主同盟(Christlich-Demokratische Union Deutschlands, 略称: CDU)

資料 Vgl. Ministerrat der DDR, in: internet site, [http://de.wikipedia.org/wiki/Ministerrat\\_der\\_DDR](http://de.wikipedia.org/wiki/Ministerrat_der_DDR)



写真9 グレゴール・ギジ

出所: [http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%BB%E5%83%8F:Gregor\\_Gysi\\_01.jpg](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%BB%E5%83%8F:Gregor_Gysi_01.jpg)

「中央円卓会議」に政事への参加を提案し、双方の合意によって、2月5日に「中央円卓会議」の反政府勢力の代表 W・ウルマン<sup>131)</sup>(「民主主義を今」)を政府の無任所相に迎えた。モドロウ政府は、民主的改革運動の市民政治団体が組織する「円卓会議」に参加して対話・連携するとともに、そこから代表を招請して行政改革に取り組んだ。この時期の東ドイツでは、新旧政治勢力が入り乱れた政権争

131) ウルマン(Wolfgang Ullmann, 1929年生-2004年没)は、東ドイツの民主主義的変革を求める市民運動団体「民主主義を今」(Demokratie Jetzt)の共同創設者として、「中央円卓会議」(Zentraler Runden Tisch)に同団体を代表して参加した。モドロウ政府の無任所相に就任して、在任中に、悪名高い「国家保安省」(Ministerium für Staatssicherheit; Ministry for Stasesecurity, 略号: MfS)の解体のために尽力したといわれる。同省は、「シュタージ」(Stasi)と通称された。東ドイツの秘密警察・諜報機関であった。ドイツ語の「Staatssicherheit」を略して、巷間では「Stasi」と呼ばれた。東ドイツ国民に対する徹底した監視・密告組織を構築し、国民に恐怖を与えるとともに国外諜報活動で暗躍する存在として国家体制を支えた。1989年10月に9万1,000人がこの機関のために働いていたといわれる。1989年12月14日、モドロウ政府は「シュタージ」解体命令を発布した。実際の解体処理には難物であったが、その解体は民主化運動が避けて通れない道であった。ウルマンは3月18日の自由総選挙(最後の人民議会選挙)でも選出された。総選挙に向けて、2月7日、「新フォーラム」(Neue Forum)、「イニシアチブ・平和と人権」(Initiative Frieden und Menschenrechte, IFM)および「民主主義を今」が「90年同盟」(Bündnis 90)を結成し、選挙後に同同盟は「東ドイツ・緑の党」(Grünen Partei der DDR)と合体して「90年同盟/緑の党」(Bündnis 90/Die Grünen)を形成したが、ウルマンは人民議会議員に就任し、ドイツ再統一後は党を代表する連邦議会議員として活躍した(ドイツ歴史ミュージアム等運営インターネット・ドイツ史参照, LeMo, Lebendiges virtuelles Museum Online: Wolfgang Ullmann, internet site, <http://www.dhm.de/lemo/html/biografien/UllmannWolfgang/index.html>).

奪の内戦状態が起こり、国家崩壊へ事態が急迫していたとはいえなかったが、東ドイツの進路をめぐって東ドイツ国内だけでなく、東西ドイツ関係とそれを取り巻く国際政治においても、事態は刻一刻と変化していた。そうした政情の中で、モロドウ政府は国家存亡の舵手として、一連の経済改革法案を起草し、「中央円卓会議」と合意した自由総選挙の実施を準備した。東西ドイツの統一問題に関しては、2月1日の人民議会では軍事的中立性と連邦制を基本とするドイツ統一のコンセプト（「ドイツにとって祖国は一つ<sup>132)</sup>」）を提示した。それに対して、西ドイツ・コール政府もまた2月7日に「ドイツ統一」連邦政府委員会を設け、東ドイツ側に直ちに通貨同盟に関する交渉に入ることを提案した。

以上のような東ドイツ内外の政治的動向の中で、「信託公社」は設立された。したがって、国営企業の民営化という視点から見れば、信託公社の事業は政府による国家の民主化改革の進捗と歩調を併せて進行したので、3月18日の人民議会選挙後に成立するデメジエール政権がドイツ再統一の早期実現へ向けて国政の舵を大きく切ること、公社の任務も権限も、また組織も、ドイツ再統一へ向けて変更されることとなった。逆に言えば、民営化を成文化した「信託法」（6月17日）が制定されるまで、信託公社の活動は政府による国政の実状によって規定されていたのである。民営化視点から、初期信託公社の限界を確認しておくことで、その後の信託公社の特質が従前のそれとは決定的に異なる点を明確にできるであろう。

すでに検討した通り、モロドウ政府は、国営企業の資本金会社への改組を実施し、この改組を管掌する任務と改組後の所有権の信託管理を遂行する公的機関として信託公社を設立し、同公社に当該任務を与えることについて、

132) モロドウのドイツ統一案は「条約共同体」、「国家連合」、そして国家連合への国家主権の委譲という段階的統一案（Stufenplan）であった。西ドイツ・コール首相は1989年11月28日の連邦議会演説で「ドイツ再統一10項目案」を提示し、その中でモロドウがすでに政府声明で出していた「条約共同体」案を取り上げ、そこから「国家連合」を経て、連邦国家への移行を考えていたようである（Vgl. Zehn-Punkte-Programm zur Überwindung der Teilung Deutschlands und Europas. Rede von Bundeskanzler Helmut Kohl vor dem Deutschen Bundestag am 28. November 1989, Auszüge, in, LeMO, Lebendiges virtuelles Museum Online, internet site, [http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/DieDeutscheEinheit\\_r edeKohlZehnPunkteProgramm/index.html](http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/DieDeutscheEinheit_r edeKohlZehnPunkteProgramm/index.html) ; LeMO: Chronik 1989, internet site, <http://www.dhm.de/lemo/html/1989/index.html> ; LeMO: Chronik 1990, <http://www.dhm.de/lemo/html/1990/index.html>）。

閣議決定を行なった。この決定は、3つの抱合せ行政命令、すなわち「信託公社設立令」(3月1日)、「転換令」(3月1日)および公社定款(3月15日)をもって公布された。「設立令」によって同公社の設立が決定されたのは、最後の人民議会選挙(3月18日)を2週間ほど先に控えた3月初めであった。選挙後にデメジエール新政権が樹立され、信託法(6月17日)が公布されるまでの3ヶ月間に公社がその任務を遂行したことになるが、民営化という視点では、法的に制約された事業の限界を超えるものではなかった。

公社の活動は、法律上の規定によって制限されていた。設立令では、公社は、新憲法が承認されるまで、政府の管轄下に置かれる公法機関であるとその身分を規定され、その任務として、人民所有財産についての受託者職務(Treuhandschaft)を遂行するものとされた。転換令では、公社は旧国営企業の改組によって生れた資本会社の所有権(有限会社持分ないし株式会社株式)を信託管理するものとされたが、所有権の売却はそれが法律によって定められる限りで認められるとされた。その法律に当たるのが1990年3月7日の「私企業法<sup>133)</sup>」であった。同法では、新設私企業に対する国の資本参加、会社の法形態を採る国営企業(staatlicher Unternehmen)への私企業や市民の出資を認めた。信託公社は、人民議会の承認が得られる限りで、国営企業法人の所有権を売却することを認めらものとされた(私企業法第5条第2項)。つまり、公社の独断で民営化を実施することはできなかったのである。これを改革するために、6月17日の信託法が制定され、信託法によって初めて、信託公社は民営化実施のための大幅な権限を与えられ、自律的に民営化事業を実施することができるものとなっていくのである。

初期公社の事業限界は、総裁・副総裁人事にも窺うことができる。市場経済社会でのビジネス経験を持つことのない、東ドイツ社会でキャリア形成をした人物が人選されている。初代公社総裁に就任したのは、モドロウ政府の3人の副首相の一人であったペーター・モーレト(Peter Moreth, 1941年生、ドイツ自由民主党：LDPD、在任期間：90年3月1日～6月15日<sup>134)</sup>)という人

133) Gesetz über die Gründung und Tätigkeit privater Unternehmen und über Unternehmensbeteiligungen vom 7. März 19, Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik 1990, Teil I S. 141, internet site, <http://www.verfassungen.de/de/ddr/privatwirtschaftsgesetz90.htm>

物である。残る2人の副首相の内、一人は信託公社設立令の起草に尽力したクリスタ・ルフト (Christa Luft, 1938年生, 大学教授・学長経歴), もう一人はモロドウ政府の後継政権を樹立しドイツ統一の早期実現を果たすデメジエール (Lothar de Maizière, 1940年生, CDU) である。モーレトは1989年11月に, それまで唯一人のLDPD代表の国家評議会委員であった職を辞任し, 副首相に就任している。彼の在任期間は, ほぼ3ヶ月であった。副総裁には, モドロウ政府のルフト副首相配下で信託公社設立案を作成する作業で指導的役割を果たしたヴォルフラム・クラウゼ (Wolfram Krause, 次官, 国家計画委員会の元副委員長<sup>135)</sup>, 在任期間: 3月15日~7月15日, その後92年6月26日まで公社理事) という東ドイツ生え抜きの人物が就任した。

モーレトの後任総裁には, 僅か1ヶ月ほどの間ではあったが, 西ドイツ出身の経営者ゴールケ (Reiner Maria Gohlke, 1934生, 総裁在任期間: 7月15日~8月29日) が7月15日に就任する。ゴールケはドイツIBMの社長, ドイツ連邦鉄道総裁といったキャリアをもつ人物であった。ゴールケの後任総裁に就任した人物が西ドイツ出身の敏腕経営者ローヴェーダー (Detlev Karsten Rohwedder, 1932年生-1991年4月没) であった<sup>136)</sup>。こうして人事面でもトップ人事を刷新して, 信託公社は東ドイツ産業を市場経済に適合させるべく民営化事業を推進する任務を遂行することになるのである。

## 5. 2. 民営化の限界

民営化という視点から見ると, 初期信託公社は, 上述の通り, 東ドイツ経済の旧套を破ることに奏効しても民営化事業には限界をもっていた。モロドウ政府が人民所有財産の保護を目的に公布した上記3つの行政命令や私企業法に準則する事業活動としては, 公社は任務を完遂したといえなくもない。

134) 歴代公社総裁については, 拙稿「ドイツ信託公社の誕生の軌跡に関する予備的考察—ベルリンの壁崩壊からドイツ再統一まで—」『山口経済学雑誌』第56巻第6号, 2008年3月, 181頁参照のこと。ドイツ自由民主党 (LDPD) は「手工業者, 小売商人, 商工業者, 知識人, 事務職員が中心となって1948年に結成」され, 人民議会 (議員定数500名) には52人の議員を送っていた (根本道也『東ドイツの新語』同学社, 1981年, 39頁)。

135) クラウスが初期信託公社モデルを作成する経緯については, 拙稿「ドイツ信託公社の誕生の軌跡—初期信託公社の設立と限界(2)—」『山口経済学雑誌』第57巻第1号, 2008年5月, 9—11頁参照のこと。

136) 信託公社歴代総裁および理事については, 公社ドキュメントを参照: Vgl. Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.2, Berlin 1994, S.497ff.

しかし、以上の考察から、国営企業の民営化は、6月17日の信託法の制定を俟つまで、信託公社の業務に加えられたとは思えない。モロドウ政府は、既述の通り、3月7日の私企業法を制定し、同法では、1972年に実施された私企業や手工業生産組合等の国有化を否定し、それらの再民営化（再私有化）を明文化した。詳細については、小林広司の研究<sup>137)</sup>に譲ることとするが、同研究によれば、信託公社公表資料等に依拠して、この私企業法によってドイツ再統一前の1990年9月29日までに約3,000件の企業の再民営化が行なわれ、これは最終的な再民営化申請企業の23.5%にあたるとしている<sup>138)</sup>。しかしモロドウ政府時代に、あるいは信託法(6月17日)の公布までに再民営化が行なわれたかどうか、論及はない。信託公社ドキュメント(1994年)でも、「再民営化」(再私有化)問題が取り上げられている<sup>139)</sup>。それによれば、1993年1月31日現在、全部で1万3,183件の再私有化申立があって、6,142件が未解決であった。この総件数には、90年3月7日の私企業法に従ってドイツ再統一(90年10月3日)前に資本会社に改組された3,087件の企業数(「モロドウ事例」[Modrow-Falle]と呼称)が含まれ、そのうち1,159件が同日現在で未解決であった<sup>140)</sup>。また同ドキュメント収録の他の文書には、財産法第6条に従った企業返還ないし補償の約1万7,000件の申立のうち、約3,090件の企業が再民営化され、そのうち、92年9月28日までに2,976件の企業返還が90年3月7日の私企業法にもとづいて決定されたとある<sup>141)</sup>。いずれにしても、本論の問題意識からは、民営化は信託法の制定をもって本格的に取り組まれることを確認しておけば事足りるとするほかない。

137) 小林、前掲『ドイツ統一の歴史的位相』12-16頁参照のこと。小林の典拠資料：Treuhändanstalt Controlling: Monatsinformation, November 1992, 同書16頁脚注20。広渡もこの問題に触れてはいるが、詳細を得ない。広渉、前掲『統一ドイツの法変動』, 68頁参照のこと。

138) 小林、同書, 16頁。

139) Treuhändanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Berlin 1994, Bd.7, S.155-182; 同シリーズ, Bd.10, S.91-218。

140) Vgl. Reprivatisierung, in Treuhändanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Berlin 1994, Bd.10, S.91-96。

141) Information zum Stand der Reprivatisierung von Unternehmen gemäß § 6 des Vermögensgesetzes und Schlußfolgerungen, in: *ebenda*, S.132。

## 6. 終わりに代えて

これまでの考察において、モロドウ政府によって設立された信託公社は、1990年6月17日の信託法の制定によって、民営化権限の大幅委譲を受け、その行使を新たな任務として付与されるが、それまでの信託公社には、人民所有財産の信託管理という任務が与えられていて、その限りにおいて任務を遂行したといえよう。ドイツ再統一への過渡期の政治的激動の中であって、東ドイツの人々が、東西ドイツ再統一の段階的実現構想を否定し、再統一の早期実現へと自国の進路を選択するなかで、信託公社も新たな任務を受け取るのである。信託法の制定と信託公社の組織および事業内容の変化については、今後の論究課題にすることとして、最後に、東ドイツ国営企業の民営化の始動にいたる政治的背景について、少しばかり触れておくことにする。

モドロウ政権下では、既述の通り、国営企業の資産を信託管理下に置くことを定める法律が設けられ、さらに1972年から国有化された中小私企業の再私有化を認める私企業法が制定された。それらの法律をもって、政府の経済改革への取組みとして、国営企業の資産が改革の対象に取り上げられた。しかし社会主義体制を守旧する立場から、改革は基本的に国営企業の資産保護を目的としていたので、体制転換を求める東ドイツ市民の支持を得られなかった。1990年3月18日に東ドイツで58年ぶりの自由総選挙が実施され、ドイツ連邦共和国基本法第23条<sup>142)</sup>（「基本法の適用範囲」）に従った東ドイツ領域の同連邦共和国への加入による早期統一を政治路線にして総選挙に臨んだ保守3派の「ドイツ連合」（Allianz für Deutschland：キリスト教民主党 CDU、民主主義的出発 DA、ドイツ社会同盟 DSU）が48%強の得票率で、国民から最上位の支持を得た。だが、東ドイツ憲法の改正には、人民議会代議員の3分の2の賛成を必要とした（東ドイツ憲法第9条）。そこで、4月12日に、ドイツ連合、社会民主党（SPD）および自由民主同盟（Freier Demokraten<sup>143)</sup>）の大連立内閣が結成され、首相には弁護士のデメジエール（Lothar de Maiziere、

142) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, ダウンロード先：ドイツ連邦法務省公式サイト, <http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/gg/gesamt.pdf>; 須郷登世治『独英日対訳ドイツ憲法の解説』中央大学出版部, 1991に収録された基本法を併せて参照。

143) 自由民主同盟は、ドイツフォーラム党（[Deutsche Forumpartei, DFP], 自由民主党（Liberal-Demokratische Partei Deutschlands, LDP bzw. LDPD）および 自主民主党（Freie Demokratische Partei der DDR, FDP）の3派連合であった。

1940生、フンボルト大学法学卒) が就任した。

東ドイツ最後のデメジエール政府は自決権を持つ政権として、ドイツ再統一を望む国民の熱情と内外政情の奔流のなかで東ドイツ国家をその解体に向けて舵取りしていった。そのさいに最初のハードルとなったのは、「生産手段の社会主義的所有」(東ドイツ憲法第9条<sup>144)</sup>)であった。それは社会主義経済の基礎であった。それを憲法改正によって破棄した。1990年5月18日に「国家的統一の達成に向けた最初の重要な一步<sup>145)</sup>」を踏み出すために東西ドイツ政府間で調印された「通貨同盟条約」に伴って、6月17日の「憲法改正補充法<sup>146)</sup>」によって個人所有権の保障と経済的取引の自由を認めることを法的に定め、実質的に「社会主義的所有」条項(第9条)を廃棄した。つまり、東ドイツが社会主義経済体制と訣別する明断を下した歴史的に決定的な選択であった。

しかしながら、その瞬間から必然的に、所有権問題<sup>147)</sup>が第2のハードルとして前路に解決を迫る現実的問題となった。ソ連占領時代とその後の東ドイツ時代に個人財産が人民所有財産へと国有化されたことに起因する「未解決財産問題」である。とりわけ東ドイツ国外へ流出した避難民や移住者の財産が国有化されたために、そうした旧所有者への所有権返還問題がドイツ再統一にあたって「未解決財産問題」となったのである。例えば、東ドイツの現利用者と、返還請求する旧所有者との利害調整であるとか、しばしば骨肉の争いに発展することもあった旧所有権の遺産相続などが解決を要する難題となった。「未解決財産問題」には、上記の再私有化問題も含まれた。東西ドイツ間で初めて、1990年7月15日の「未解決財産問題規制についての東西ドイツ政府の共同宣言<sup>148)</sup>」が合意され、その中で基本方針として、国有化され

144) Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik, ダウンロード先: <http://www.verfassungen.de/de/ddr/ddr49-i.htm>; 須郷, 前掲書収録条文を参照のこと。

145) Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990, ダウンロード先: ドイツ政府公認ドイツ史インターネット・サイト LEMO, <http://www.dhm.de/lemo/html>。

146) Gesetz zur Änderung und Ergänzung der Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik (Verfassungsgrundsätze) vom 17. Juni 1990, ダウンロード先: 同上; 須郷, 前掲書収録条文を参照のこと。

147) この所有権問題の全体像については、すでに広渉, 前掲『統一ドイツの法変動』や小林, 前掲『ドイツ統一の歴史的位相』の中で詳述されており、参照のこと。

た個人財産を旧所有者に返還することが謳われた。その後、同年8月31日の「統一条約<sup>149)</sup>」の中で6月17日の「信託法」に従う国営企業の民営化が成文化され、財産問題は先の「共同宣言」に従う旨が規定された(「統一条約」第49条)。さらに同年9月23日に東ドイツ人民議会は「未解決財産問題規制に関する法律<sup>150)</sup>」を制定して、返還を法制化した<sup>151)</sup>。

こうしてドイツ再統一への歴史が日々刻々と刻まれるプロセスにおいて、東ドイツ国営企業の民営化が再統一の実現のためには避けて通れない条件となっていて、したがって自由総選挙(3月18日)以降、東ドイツ最後の政権となったデメジエール政府が自決権をもって民営化を実施する方途を決定しなければならなかったことが、明らかとなる。本拙稿に続く今後の論述課題となるのは、信託公社による東ドイツ企業の民営化が始動するプロセスを描写することである。

148) Gemeinsame Erklärung der Regierungen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik zur Regelung offener Vermögensfragen vom 15. Juni 1990, ダウンロード先: ドイツ連邦未解決問題局 (Bundesamt für zentrale Dienste und offene Vermögensfragen, BADV)の公式インターネット・サイト, <http://www.badv.bund.de/>; 須郷, 同書収録条文参照のこと。

149) Vertrag zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland über die Herstellung der Einheit Deutschlands -Einigungsvertrag- vom 31. August 1990, ダウンロード先: ドイツ政府公認ドイツ史インターネット・サイト LEMO, <http://www.dhm.de/lemo/html>。

150) Gesetz zur Regelung offener Vermögensfragen (Vermögensgesetz - VermG) vom 23. September 1990, ダウンロード先: 同上; 須郷, 同書収録条文参照のこと。

151) 「ドイツ連邦中央財務行政・未解決財産問題局」(Bundesamt für zentrale Dienste und offene Vermögensfragen, 略記 BADV, 旧連邦財務局と旧未解決財産問題局の任務を継承して, 2006年1月1日新設) から当該問題に関する下記資料の援助を受けた: Bundesamt zur offener Vermögensfragen (BARoV): *Offene Vermögensfragen. Versuch einer Bilanz*, Berlin: Juni 2001; BARoV: *10 Jahre Bundesamt zur offener Vermögensfragen*, Berlin: Juni 2001; *Schрифtreihe des Bundesamtes zur Regelung offener Vermögensfragen*, Hefte 1~14 (各冊表題省略)。